平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針①

平成30年度の輸送量は「当面5年間の見通し」の最大値である180万m^3程度とする。平成31年度も、できる限り最大値（400万m^3）を目指す。
安全を第一に、地域の理解を得ながら、以下の取組を実施する。

用地

○「当面5年間の見通し」の最大値（平成30年度末累計940ha）を目指して、丁寧な説明を尽くしながら、用地取得に全力で取り組む。

施設

○受入・分別施設及び土壌貯蔵施設については、安全な稼働を実施。現在整備中のものの早期稼働に取り組みつつ、平成31年度の輸送に必要な施設を着工。

○廃棄物関連施設については、

- 大熊町の仮設焼却施設を、安全に稼働しつつ、有効に活用。
- 双葉町の仮設焼却施設及び灰処理施設を、平成31年度内の稼働に向けて整備。
- 廃棄物貯蔵施設を、平成31年度内の稼働に向けて整備。それまでの間に必要な焼却灰保管場の確保。

平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針②

輸送

○各市町村の搬出量は、福島県と連携し、市町村と調整の上、以下を考慮して決定予定。
- ・学校等に保管されている除染土壌等を優先（学校等から仮置場に搬出済みの市町村に配慮）
- ・立地町である大熊町・双葉町等への配慮
- ・避難指示の解除等に伴い住民の帰還を進めていく地域への配慮　等

○身近な場所や幹線道路沿いの仮置場等の早期解消を視野に、市町村と連携して計画的な輸送を実施。

○工事用道路の整備、舗装厚の改良等、安全で円滑な道路交通を確保するための対策を、輸送量の拡大に先立って実施。

○年度をまたぐ前倒し・繰越しも視野に入れ、安全向上に資する輸送の平準化等のため、切れ目ない輸送を実施。

減容・再生利用

○最終処分量の低減に資する、除染土壌等の減容・再生利用の実証事業等の実施。

当面の施設整備イメージ図

（平成 29 年 11 月）

現時点での各施設の整備の想定範囲を示したものであり、図中に示した範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまとまりのある範囲で整備していくこととしています。また、用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性があります。

・土壌貯蔵施設の容量について、既に発注済みの双葉①②工区、大熊①②③工区の工事範囲においては、実際に整備することとなる地形や貯蔵高さ、用地確保の状況によって変動するが、輸送量ベースで 350 万～600 万 m³程度が可能と見込んでいる。
・また、今後新たに整備する双葉③工区、大熊④⑤工区の土壌貯蔵施設の貯蔵容量は、用地確保の状況により大きく変動するため未定。

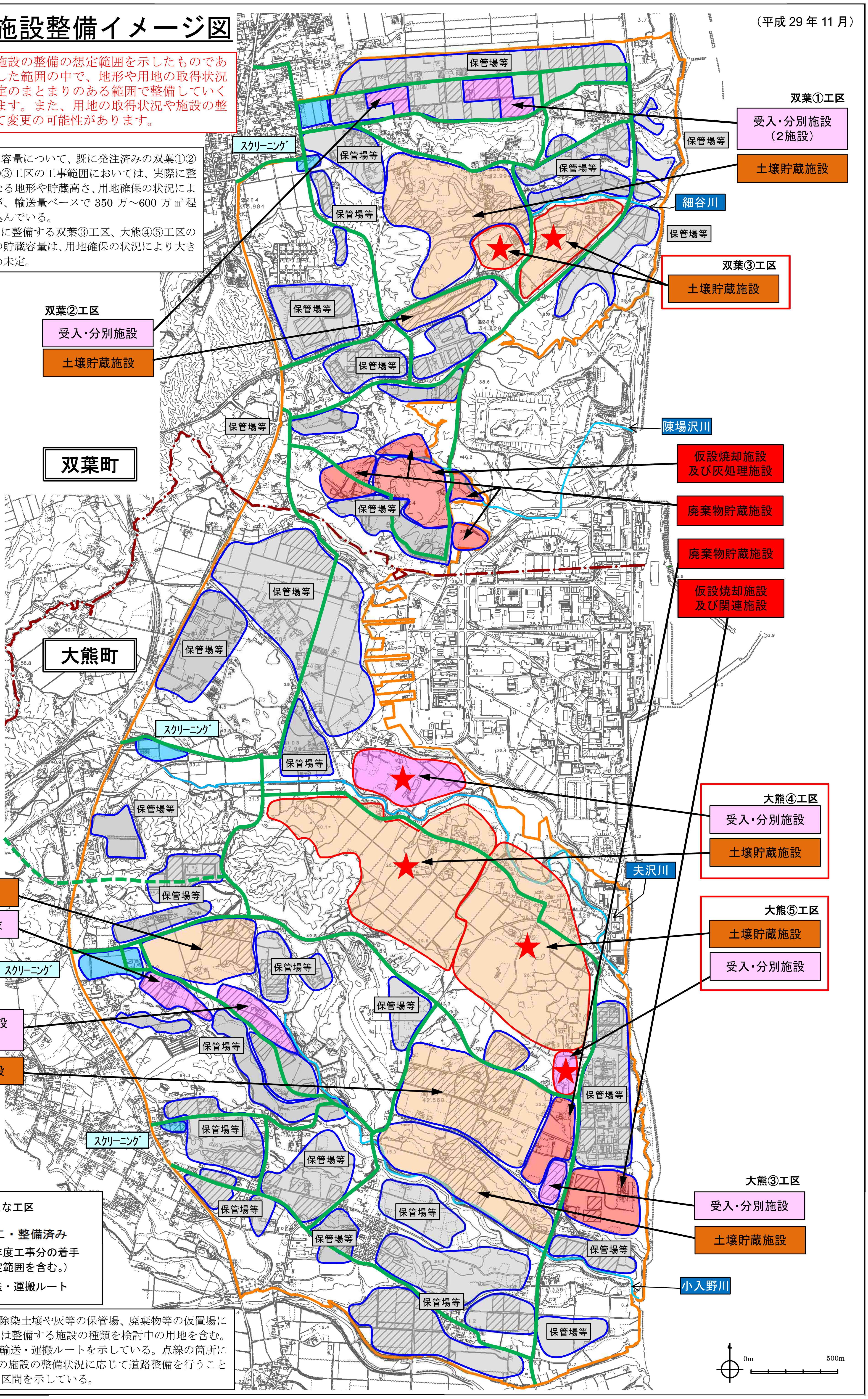

※保管場等とは、除染土壌や灰等の保管場、廃棄物等の仮置場に加え、現段階では整備する施設の種類を検討中の用地を含む。
※緑の線は、主な輸送・運搬ルートを示している。点線の箇所については、今後の施設の整備状況に応じて道路整備を行うことを検討している区間を示している。